

平成27年度 地方消費税交付金(社会保障財源化分)の用途について

平成26年度4月1日より消費税が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

平成27年度東伊豆町一般会計決算における社会保障施策関連経費への充当状況については、次のとおりとなります。

(歳入)地方消費税交付金(社会保障財源化分) 117,458千円
 (歳出)地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費 1,304,148千円

(単位:千円)

区分	平成 27年度 決算額	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国県支出金	地方債	その他	引き上げ分の 地方消費税		
社会福祉	障害者福祉事業	311,178	211,841	0	2,565	96,772	15,589
	高齢者福祉事業	36,433	949	0	3,216	32,268	5,198
	児童福祉事業	322,434	203,614	0	26,165	92,655	14,926
	母子福祉事業	9,748	1,422	0	0	8,326	1,341
	小計	679,793	417,826	0	31,946	230,021	37,054
社会保険	国民健康保険事業	153,189	79,031	0	0	74,158	11,946
	介護保険事業	177,864	2,308	0	4,404	171,152	27,571
	後期高齢者医療事業	199,860	27,913	0	3,991	167,956	27,057
	小計	530,913	109,252	0	8,395	413,266	66,574
保健衛生	疾病予防対策事業	37,755	446	0	1,671	35,638	5,741
	救急医療対策事業	12,489	0	0	0	12,489	2,012
	健康診査相談事業	43,198	921	0	4,557	37,720	6,077
	小計	93,442	1,367	0	6,228	85,847	13,830
合計	1,304,148	528,445	0	46,569	729,134	117,458	

※各施策への充当方法は、各施策経費の一般財源の割合により按分して算出しています。